

別紙第4号の7書式

第一片

領 収 済 通 知 書		国 庫 金	船 員 保 険
年度	年金特別会計	取扱庁番号	取扱庁名
元本年月 年 月 分	制度 番号 コード	船保険所 コード	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
納入告知書（納付書）発行年月日 令和 年 月 日	収納 区分	収 納 月 日	出力 指示
年 月 日から	年 月 日までの延滞金	うち証券受領	証券受領
船船所有者整理記号	告知番号	全部	一部
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		業務勘定 船員保険料に係る延滞金 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
あて先 歳入徴収官	(住所)	上記の金額を領収しました。 (領 収 日 付 印)	
(所在地)	(氏名)	殿	
担当課	翌年度5月1日以降現年度歳入組入		

この通知書は、機械処理されるので、折りまげたり、書き換えたりしないでください。

この機械に記入された通知書は、納付目的は「船員保険料に係る延滞金」であり、延滞金の額は、船員保険法第133条、同法附則第10条に基づき計算された延滞金の額に相当するものとします。

第二片

告 領 収 控		国 庫 金	船 員 保 険
年度	年金特別会計	取扱庁番号	取扱庁名
元本年月 年 月 分	制度 番号 コード	船保険所 コード	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
納入告知書（納付書）発行年月日 令和 年 月 日	収納 区分	収 納 月 日	出力 指示
年 月 日から	年 月 日までの延滞金	うち証券受領	証券受領
船船所有者整理記号	告知番号	全部	一部
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		業務勘定 船員保険料に係る延滞金 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金の 計算方法	(住所)	上記の金額を領収しました。 (領 収 日 付 印)	
	(氏名)	殿	
	翌年度5月1日以降現年度歳入組入		

この機械に記入された通知書は、納付目的は「船員保険料に係る延滞金」であり、延滞金の額は、船員保険法第133条、同法附則第10条に基づき計算された延滞金の額に相当するものとします。

第三片

納 入 告 知 書 納 付 書 ・ 領 収 証 書		国 庫 金	船 員 保 険
年度	年金特別会計	取扱庁番号	取扱庁名
元本年月 年 月 分	制度 番号 コード	船保険所 コード	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
納入告知書（納付書）発行年月日 令和 年 月 日	収納 区分	収 納 月 日	出力 指示
年 月 日から	年 月 日までの延滞金	うち証券受領	証券受領
船船所有者整理記号	告知番号	全部	一部
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		業務勘定 船員保険料に係る延滞金 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金の 計算方法	(住所)	上記の金額を領収しました。 (領 収 日 付 印)	
歳入徴収官	(氏名)	殿	
	翌年度5月1日以降現年度歳入組入		

この機械に記入された通知書は、納付目的は「船員保険料に係る延滞金」であり、延滞金の額は、船員保険法第133条、同法附則第10条に基づき計算された延滞金の額に相当するものとします。

備考

別紙第4号の4書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号の4書式の備考3中「郡市区」とあるのは「整理コード」と、「事業所符号」とあるのは「整理番号」と、「納付目的年月分」とあるのは「生年月日」と、「調定種別」とあるのは「納付目的年月分」と読み替えるものとする。